

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じること、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

岡山県高梁市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「口座登録法」という。)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給事務【令和6年4月9日終了】 (2) 令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給事務【令和6年5月24日終了】 (3) 令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給事務【令和6年9月20日終了】 (4) 令和六年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給事務
③システムの名称	臨時給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

公的給付情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表135の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 口座登録法第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 :なし 【情報照会の根拠】 :番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政情報係(TEL0866-21-0209)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部福祉課生活福祉係(TEL0866-21-0266)
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ4情報又は住所を含む3情報による住基ネット照会を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民税非課税世帯臨時給付金システムへのアクセス可能な職員は、指静脈認証及びパスワードによる認証によって限定しておりアクセス可能な職員の名簿を毎年作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、一定時間離席するとスクリーンセーバーが表示される対策を講じていることから、不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	(2)令和五年度物価高騰対策給付金(第二号) の支給事務 (3)令和六年度物価高騰対策給付金(第一号) の支給事務	(2)令和五年度物価高騰対策給付金(第二号) の支給事務【令和6年4月9日終了】 (3)令和六年度物価高騰対策給付金(第一号) の支給事務【令和6年9月20日終了】 (4)令和六年度物価高騰対策給付金(第二号) の支給事務	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第74条(後略)	番号法第9条第1項、別表135の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第74条(後略)	事後	番号法改正に伴う項目の追 加・削除
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネッ トワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提 供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):なし (別表第二における情報照会の根拠):121の 項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総 務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根 拠):なし (別表第二における情報照会の根拠):第59条 の4	【情報提供の根拠】 :なし 【情報照会の根拠】 :番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表中160の項	事後	番号法改正に伴う項目の追 加・削除
令和7年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	健康福祉部福祉課臨時給付金対策室	健康福祉部福祉課	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(部署名)
令和7年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	臨時給付金対策室長	福祉課長	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(部署名)
令和7年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ 連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部福祉課 臨時給付金対策室(TEL0866-21-3660)	高梁市松原通2043番地 健康福祉部福祉課 生活福祉係(TEL0866-21-0266)	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(部署名)
令和7年4月1日	I 関連情報 9.規則第9条第 2項の適用		(適用なし)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 8.人手を介在さ せる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.最も優先度 が高いと考えられる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加